

新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン <寮> R2. 4. 28

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症対策として、寮に関わる全ての方々の生命を守ることを目的とし、感染を起さないよう万全を期することとする。

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえた取り組みを行う。

2. 保健管理等に関わること

(1) 健康観察について

① 毎朝、健康チェックを実施する。

朝の点呼時に、担当寮監が検温を実施するとともに、体温や鼻水・喉の痛み・咳・倦怠感・味覚嗅覚異常などの身体的症状がないかを寮生の健康チェック表に記録する。

② 検温の結果が37.0℃以上あった寮生や、強い風邪の症状・倦怠感・味覚嗅覚異常等がある寮生については、ただちに保護者へ連絡し帰省させる旨を伝え、迎えを依頼する。同時に学校へも報告を行う。

なお、迎えがあるまでは隔離室で健康観察を続ける。

また、隔離中の寮生の体温が37.5℃を超えた場合は、保護者の同意を得て西彼保健所にその後の措置について相談する。

③ 帰省させた寮生は、体温が36℃台に下がり、風邪の症状や倦怠感・味覚嗅覚異常等がなければ帰寮を認める。

ただし、自宅での療養中に37.5℃以上の発熱があった寮生、および、帰省開始時に37.5℃以上の発熱があった寮生については、解熱後1週間経過を観察し、発熱や風邪の症状・倦怠感・味覚嗅覚異常等が見られなければ帰寮させる。

④ 隔離室に入っていた期間および帰省の期間は、「出席停止」扱いとする。

(2) 手洗いについて

① 帰寮時やトイレ使用时・食事前など可能な限り手洗いとエタノールによる消毒を行う。

② タオルやハンカチなどは個人持ちとし、共用は絶対にしない。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、食堂関係者とも協議し、バランスのとれた食事を提供するとともに、感染予防策を行いつつ日課の中で適度な運動ができるよう配慮する。

(4) 集団感染のリスクへの対応

3つの条件(換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での会話や発声)が、同時に起こらないよう点呼・食事・入浴・自習といった寮での日課において学年間で時間差を設けたり、会場を分けたり、会話を禁止したりといった配慮を行う。

また、マスクの着用・手洗いや咳エチケットの励行・換気・消毒など基本的な感染症対策を行う。

(5) 消毒の徹底

多くの寮生が使用するドアノブや手すり・スイッチ・公衆電話・自動販売機などは1日に複数回、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒を行う。

(6) 職員の健康管理

① 職員は業務開始前に検温を行い、チェック表に記録するとともにパソコン上の職員健康チェックにも入力を行う。その際風邪等の症状があればそれも記録する。

② 37.5℃以上の発熱や風邪の症状(喉の痛み・倦怠感・咳等)がある職員は、解熱後1週間は自宅で待機させる。

また、寮監長は保健相談部長へ該当者を報告する。

③ 執務中は、必ずマスクを着用し、手指の消毒を積極的に行うとともに必要に応じてゴム手袋や防護服も着用する。

3. 自習のあり方に関すること

- (1) 自習は、全学年とも自室自習とし、ドアや窓を開放して行う。
- (2) 放課後等における自習室(10人程度の小教室)の利用は禁止する。
- (3) 中学においては、自習中はマスクを着用させ発語や会話は禁止する。

4. 食事のあり方に関すること

- (1) 密集状態を可能な限り少なくするため、中学生と高校生の時間帯を分け、なおかつ新食堂と旧食堂の2カ所を使用して座席の間隔を可能な限り空ける。
- (2) 食事時の会話・他人への食事の提供などは一切禁止する。
- (3) 特に時間が限られる昼食については、配膳口も2カ所にする。
- (4) 食堂への入場および順番待ちの場所を2カ所に分散させる。
- (5) 配膳口手前でのアルコールによる手指の消毒を職員が確認し、徹底させる。
- (6) 食事時の窓は開放し、三食の食事の後で毎回テーブルや椅子の消毒を実施する。

5. 入浴のあり方に関すること

- (1) 入浴の場所を中学生2カ所、高校生1カ所の計3カ所に分け、なおかつ時間帯を3段階に分けて学年が混じり合うことがないよう配慮する。
- (2) 入浴中は人との間隔をできる限りとり、発語や会話は禁止する。
- (3) 浴室および脱衣場は、窓を開放し換気扇を最大起動させる。

6. トイレ・洗面所の使用のあり方に関すること

- (1) 各学年とも自室があるフロアの洗面所およびトイレのみ使用する。
- (2) トイレ使用後は、必ず洗浄液で手を洗わせる。
- (3) トイレについては、毎日係の職員が清掃時に消毒を実施する。

7. 隔離室の使用のあり方に関すること

- (1) 発熱や風邪の症状などコロナウイルスの感染が疑われる寮生については、帰省まで隔離室において経過観察を実施する。
- (2) 隔離室としての利用の優先順位は、B棟隔離室・A棟隔離室・E棟2階の空き個室の順で使用する。万一、職員の隔離が必要な場合は、保護者宿泊室を使用する。
- (3) 休養室は、一般的な傷病者のみに使用する。
- (4) 隔離室利用者の看護は、原則、寮母または看護師が感染症対策を行った上で行う。

8. 窓口業務のあり方に関すること

- (1) 窓口業務対応者は、極力相手との距離を保ち、直接相手の身体に触れることがないよう配慮する。
- (2) 入寮して作業を行う業者については、窓口で検温と手指の消毒を行わせる。
万一、37.5℃以上の発熱があれば入寮を断る。
- (3) 昼休みには預金通帳の受け渡しは行わない。
- (4) 事務室内の混雑を避けるため、amazon等の通信販売の利用自粛を保護者に依頼する。

9. 接触感染を防ぐため、電話の取り次ぎは、特に緊急を要するもの以外行わない。

また、急を要しない連絡については、FAXの使用をお願いする。

10. 外出及び保護者との面会は、当面の間特別な場合を除き禁止する。

11. 感染症対策の徹底をはかるため、寮の指示に従わない寮生は、一時的な退寮を命じる。

12. 上記に記載がない事項は別途定める。